

平成 30 年度

第 2 回 松戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時：平成 31 年 1 月 25 日(金曜日) 午後 1 時 30 分 開会

開催場所：松戸市役所 新館 7 階 大会議室

福祉長寿部 国民健康保険課

福祉長寿部 国民健康保険課

< 出席者 >

運営協議会委員

松戸市

定数 17名のうち出席者 16名

福祉長寿部

部長

審議監

国民健康保険課

課長

課長補佐

収納担当室

室長

室長補佐

班長 2名

広域保険担当室

室長

健診班

班長

資格賦課班

班長

給付班

班長

(事務局)

企画調整班

班長

班員 2名

出席者計 15名

## 1. 千葉県 国民健康保険団体連合会 理事長表彰

事務局

運営協議会の開会に先立ちまして、千葉県国民健康保険団体連合会 理事長表彰式を行います。

当表彰は、千葉県 国民健康保険事業等に功労があった方を対象としており、千葉県国民健康保険団体連合会表彰規程第2条第2号の「連合会並びに国民健康保険事業及び介護保険事業に関係する者であって在職5年を超え、かつ、功績のあった者」に本市の委員が該当されました。

福祉長寿部長から表彰状と記念品を授与させていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立願います。

— 表彰状等の授与 —

## 2. 福祉長寿部長挨拶

## 3. 会長挨拶

## 4. 開会

委員 17名のうち16名出席

傍聴者 2名

## 5. 議題

会長

では、これより議題に入りたいと思います。

今回、協議会に諮問されました議題は、

「(1) 平成30年度 松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(案)について」、

「(2) 平成31年度 松戸市国民健康保険特別会計予算(案)について」、

「(3) 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の制定について」

以上の3点です。

はじめに「(1) 平成30年度 松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

(案)について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

— 事務局説明 —

会 長

それでは、ただいま説明がありました件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。

委 員

資料1-2の2ページ、保険給付費の376,854千円の増額補正について、感染症の流行など突発的医療費増に備えるものと説明がありましたが、議会に諮り予算成立後、年度末までの短期間にそれだけ執行する見込みがあるということでしょうか。

事務局

増額補正は行いますが、決算見込みとしては増額した分も含め不用額は出ると考えております。

委 員

来年度への繰越の財源にするということでしょうか。

事務局

年度内に保険給付費の支払が高額になれば執行する場合も有り得るため、予算措置を行ったものです。

委 員

昨今インフルエンザが流行しているなどの状況の中、そのような事態に備えるということでしょうか。

事務局

そのような不測の事態が起きた場合でも対応できるよう、補正を行うものです。

会 長

では、お諮りいたします。

「(1)平成30年度 松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(案)について」、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

— 全員賛成 —

ありがとうございました。

「(1) 平成30年度 松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(案)について」、は、原案のとおり承認されました。

続いて「(2) 平成31年度 松戸市国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

— 事務局説明 —

会 長

それでは、ただいま説明がありました件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。

委 員

資料2-4の1ページ、被保険者数について、資料では平成29、30年度も予算の被保険者数や世帯数を使用しており、実績値と乖離があると思われませんが、平成31年度予算の積算にあたっては、実績値を考慮しないのでしょうか。

事務局

資料では予算同士の比較をするために予算の被保険者数等を載せていますが、平成31年度予算編成にあたっては、実績値を考慮した上で積算しています。

委 員

資料2-4の4ページ、標準保険料率について、平成30年度と平成31年度で連続性が見られない上がり方をしてしていますが、県の計算方法が変わったのでしょうか。

事務局

計算方法は変わっておらず、県全体の保険給付費の見込み等を積算し、算定した結果が資料に記載の標準保険料率となっています。

委 員

資料2-4の4ページ、棒グラフの作成方法について、起算点が0でないものは、比較が分かりやすくなる反面、実態以上に差があるような印象も受けてしまう。

委員

資料2-4の6ページ、1人当たりの標準保険料は、4ページの標準保険料率で計算したものでしょうか。

事務局

お見込みのとおりです。

委員

資料2-3の収納率について、一般滞納繰越分の収納率が下がった理由は何かあるのでしょうか。

事務局

財産調査を行い、財産があれば当然滞納処分を執行し徴収を進めている中、国民健康保険の構造的な問題でもありますが、低所得であったり、財産がないなど、本当に徴収が困難なものがやむを得ず滞納繰越分となってしまいます。

予算の積算にあたり、どの程度徴収が見込めるか金額を積算した結果、収納率で換算すると、記載の収納率となります。

委員

外国人労働者が増えていることが影響しているのでしょうか。

事務局

平成29年度決算として、滞納額の約1割強が外国人であり、今年度から徴収戦略の一環で、ベトナム人滞納者が増加していることから、ベトナム人が通う日本語学校に協力してもらい、国民健康保険制度の周知や指導を行いました。実際に制度の理解が浸透するには時間がかかるものと思われれます。

しかしながら、外国人に対しても滞納処分は執行しており、今年度11月末時点で92名の差押を執行しました。

委員

資料2-1、滞納処分費について、昨年度よりかなり増額していますが、収納率向上のために何か対策をするのでしょうか。

事務局

インターネット公売をするための費用を計上しました。差し押さえた不動産を公売にかけるにあたって鑑定評価が必要となるため、その費用です。

委員

そのうち外国人滞納者対策として何件程度見込んでいるのでしょうか。

事務局

外国人であるかどうかを問わず、滞納処分の強化として、差押を行った不動産の公売をまずは1件想定しています。

委員

松戸市は平成21年度から保険料率を上げておらず、財政調整基金を活用して引上げの抑制を行ってきたと理解しています。

資料2-4の6ページに記載のとおり、来年度は保険料の不足分として約14億円を取り崩し、単純計算で平成32年度には基金残高がわずかになってしまうと考えられます。そこで基金が無くなってしまっただけからの対応として、保険料率を上げざるを得ないと考えているのか、それとも何らかの方法で料率を維持するよう考えているのか、お伺いしたい。

事務局

まず、今回の補正予算では、当初予算で基金から20億円の繰入を予定していたものを、平成29年度の決算確定に伴い繰越金が発生したため、20億円の繰入をやめる予算を組んでいます。同様に、平成31年度予算でも、当初予算19億1千万円の繰入で予算を組んでいます。平成30年度の決算確定に伴い繰越金が生じ、10数億円程度は基金に戻すことができると見込んでおり、平成32年度までは基金を活用した料率の引き上げ抑制ができると考えています。

平成33年度以降は、料率を上げるか、一般会計からの繰入をするかどうかの判断が必要となるので、平成32年度中には検討し、運営協議会にもご意見いただきたいと考えています。

委員

保険給付費が下がった場合、不要となった額はどうなるのか。

事務局

考え方としては、県全体の給付費を積算し、そこから各市町村の納める納付金が決まります。また、松戸市の保険給付費が下がった場合、県からの保険給付費等交付金も原則同額下がるので、市の会計として直接的な影響はありません。

委員

平成30年度からの国民健康保険の広域化に伴い、事務量の変化や被保険者への

影響はどの程度あり、新しい制度をどう評価していますか。

事務局

平成29年度までの財政運営は、市町村が保険料を賦課徴収し、それを財源に保険給付費を支払う構造でした。歳入である保険料は第1期の6月からですが、保険給付費は4月から支払う必要があり、一時的に会計が赤字になっていましたが、平成30年度からは、保険給付費等交付金が4月から交付されることや、納付金は8月からの支払いであることから、一時的な赤字が解消され、財政面が安定したと評価できると考えています

業務量や被保険者への影響としては、窓口業務等が引き続き市町村であることから、あまり変化がなかったものと考えています。

委員

引き続き安定的に国民健康保険のサービスが受けられるということでした承しました。

会長

では、お諮りいたします。

「(2)平成31年度 松戸市国民健康保険特別会計予算(案)について」、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

— 全員賛成 —

ありがとうございました。

「(2)平成31年度 松戸市国民健康保険特別会計予算(案)について」、は、原案のとおり承認されました。

それでは最後に「(3)松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

— 事務局説明 —

会長

それでは、ただいま説明がありました件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。



委 員

資料3-1、旧被扶養者減免について、減免期間の2年の途中に後期高齢者になった場合、減免が継続されないのであれば「2年間を経過する月または後期高齢者医療制度の被保険者となった場合の短い方」と記述するのが正しいのではないでしょうか。

事務局

資料は改正の概要を説明する記載であるため、実際は国からの政令及び参考例が示され次第、正しく条例等に反映されるよう必要な手続きを行います。

委 員

軽減基準について、保険証の3割負担、70歳以上の方は2割負担とは別の話でしょうか。

事務局

2・5・7割軽減については、病院での窓口負担ではなく、保険料を軽減する制度です。

委 員

資料に記載の所得が基準以下の被保険者について、計算された保険料が軽減されるということか。

事務局

お見込みのとおりです。

会 長

それではお諮りいたします。

「(3) 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の制定について」、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

— 全員賛成 —

ありがとうございました。

「(3) 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の制定について」は、原案のとおり承認されました。

それでは、議題につきましては、以上で終了いたしました。

本日の結果につきましては、原案通り市長に答申いたしますので、ご承知おき

ください。

以上をもちまして、運営協議会を終了いたします。

— 午後3時10分 終了 —